

岐阜県美術館 サポーター 設置要綱

(目的)

第1条 美術館の開放、参加、創造を理念に、美術館事業等に対する県民の参加、支援体制の確立を図るため、岐阜県美術館に美術館サポーターを設置する。

(定義)

第2条 岐阜県美術館サポーター(以下「サポーター」という。)とは、美術に関する分野で知識、経験や美術に関心をもつと認められる者で、サポーターとして登録を受けた者をいう。

(サポーターの支援内容)

第3条 サポーターは、概ね次に掲げることを行うものとする。

- 一 美術館事業に対する参加、支援。
- 二 美術館後援会事業に対する参加、支援。

(身分)

第4条 サポーターは、ボランティアとして無報酬とする。

(登録)

第5条 サポーターには、登録に基づき、名札を発行し、名札は美術館で保管するものとする。再登録は年1回実施するものとする。

(組織)

第6条 サポーターにより美術館サポーター会を組織し、役員として事務局長1名ほか、若干名の事務局役員を置く。

(役員を選任)

役員はサポーター総会において館長が委嘱する。

(役員任期)

役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

(特典)

第7条 サポーターは、名札の提示により、次に掲げる特典を受けることができる。

- 一 所蔵品展観覧料の減免。
- 二 企画展観覧料の減免。
- 三 美術講座、実技講座などの催しものの優先的参加。
- 四 その他美術館長が必要と認める事項。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関して必要な事項は美術館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。